

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成23年中の放射線検査費用が賠償された事例。

1780

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として合計金9万0450円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月2日

（仲介委員 寺崎 京）

項目		期間	和解金額	備考
放射線 検査費 用	平成 23 年 8 月 12 日付請求 書及び平成 23 年 8 月 26 日 付領収書記載の検査費用 (検体内訳のうち、③バレ イシヨ (X) 1 k g 9,450 円部分)	H23. 8. 26	9,450	
	平成 23 年 9 月 22 日付請求 書及び平成 23 年 10 月 13 日 付領収書記載の検査費用	H23. 10. 13	24,150	
	平成 23 年 12 月 29 日付領収 書記載の検査費用	H23. 12. 29	22,050	
ガイガ ーカウ ンター 購入費 用	申立書添付写真「放射線測 定器 (ガイガーカウンタ ー) RADEX RD15 03」購入に係る費用	-	34,800	
上記合計			90,450	